

# I 中期計画の策定にあたって

## 1 策定趣旨

公益財団法人岡山市ふれあい公社（以下「財団」）は、財団法人岡山市ふれあい公社として、岡山市民一人ひとりが、心豊かに健康で、ともに生きることができる社会の実現に向けて、必要な人材養成等条件整備を推進するとともに、市民と一体となり地域ニーズに即した福祉・健康・生涯学習に関する各種サービスを開発し、提供することにより、市民福祉の向上に寄与することを目的として平成4年10月に設立されました。

平成25年7月には公益財団法人に移行し、医療や介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「岡山市の地域包括ケアシステム」<sup>※1</sup>の構築に寄与する公益法人として、様々な取り組みを行っています。

具体的には、各種講座の実施による健康づくりや生きがいづくりへの支援をはじめ、児童館運営による幼児・児童や保護者への支援、介護予防センターや地域包括支援センターにおける高齢者への支援、ケアマネジメント<sup>※2</sup>、ホームヘルプ<sup>※3</sup>、デイサービス<sup>※4</sup>等の高齢者・障害者への介護サービスの提供等、すべての世代を対象とした地域福祉サービスを実施するとともに、これらのサービスの提供拠点として、ふれあいセンター等の管理運営を行ってまいりました。

また、令和2年度からはこれまでの取り組みに加え、岡山市の方針を受けた放課後児童クラブの運営を開始し、さらに多角的に福祉関連事業を拡充して展開することで、財団の果たすべき役割が一層市民に身近なものになります。

こうした取り組みを行う中、今日の核家族化や一人暮らし、高齢者の増加などの、家族形態を取り巻く環境の変化に伴い、地域における助け合う力が徐々に弱まりつつある社会においては、高齢者、子どもといった対象者別のアプローチだけで解決できない「ダブルケア」<sup>※5</sup>等の複雑・多様化した課題への対応や、様々な問題を抱えていても、公的支援制度の要件を満たさない「制度の狭間」にいる市民への支援が課題となっています。

そのため、課題の解決に向けて、これまでの対象者別支援から脱却し、複合的課題に向けた包括的な支援が重要となり、住民をはじめ、ボランティアやNPO、企業など地域全体が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりが身近な地域の抱える問題を「我が事」として捉え、積極的に関わることで解決を試みる地域づくりの推進が必要とされています。

これらの課題解決や地域づくりの推進に向けて、財団では各事業の取り組み方について定期的に見直し、さらに充実・発展させるとともに、専門性の発揮や福祉サービスの調査・研究に努め、開発的役割を担

う福祉専門機関として事業展開等を強化することにより、市民一人ひとりのもとより、地域に寄り添い、地域と結びついた事業を推進していく必要があります。

さらには、岡山市が目指す「地域でともに支え合う地域共生社会」を推進する中で、岡山市社会福祉協議会をはじめ、市内外で活動する福祉団体等との連携は欠かせないものであり、財団の果たすべき役割をしっかりと意識した取り組みを進め、さらなる地域福祉の向上に貢献していかなければなりません。

こうしたことを踏まえ、財団は岡山市の地域福祉の中核を担う法人として、果たすべき使命を基本理念として定め、その理念に沿った事業活動を、確実かつ安定的に展開していくため、ここに中期計画を策定します。

## 2 計画期間

本計画の実施期間については、令和3年度から令和7年度までの5か年とします。



### 用語解説

- ※1 地域包括ケアシステム：団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供される体制のこと。
- ※2 ケアマネジメント：利用者の生活の目標、課題解決に至る道筋と方向を明らかにし、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくプロセスのこと。ケアマネジャー（介護支援専門員）が、様々な介護サービスを受けるのに必要なケアプランの作成や、介護に関する相談から手続き、調整等一連の業務を行っている。
- ※3 ホームヘルプ：ホームヘルパー等が、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行うこと。
- ※4 デイサービス：要介護状態（支援）となった場合においても、利用者が可能な限り利用者の居宅において、持っている能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようデイサービスセンターや特別養護老人ホーム等の福祉施設に日帰りで通い、食事や入浴、機能訓練、レクリエーション等を受けられる介護サービスのこと。
- ※5 ダブルケア：子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと。

## I 中期計画の策定にあたって

### 3 計画の進行管理

中期計画の策定は、財団の理念や目指すべき姿を明確にし、事業を推進するための指針となるものです。本計画が定める財団全体の大きな目標のもとに、実際のサービス提供や地域における公益的な活動を着実に推進します。

計画の進行管理については、5か年をひとくくりとしたPDCAサイクル※<sup>1</sup>（図1）を進めながら、各事業内でも計画に基づいたPDCAサイクルで評価等を行い、事業を継続・発展させていきます。

また、5年間の最終評価については、次期中期計画の策定に活かしていくものとします。

#### 管理進行イメージ

- P (計画)** 基本理念に基づいた財団全体の計画として中期計画を策定します。  
年度計画を策定し、計画に基づいた予算編成を行います。
- D (実行)** 中期計画を踏まえ、取り組みを実施します。さらに細かい評価と見直しを実施するため、各事業でも定期的なPDCAサイクルによる進行管理を行い、目標達成を目指します。
- C (評価)** 進捗状況を把握し、目標への達成度を確認します。各取り組みの評価と振り返りから課題や問題点を見つけます。
- A (改善)** 各取り組みの評価に基づき、目標達成に向けた改善・検討を行います。また中期計画全体の評価を行い、次期事業計画の策定につなげます。

